

立正佼成会^{いちじき}一食平和基金宮城県復興支援事業

復興まちづくり協議会等事務局ステップアップ助成 平成28年度募集要項

1. はじめに

東日本大震災から4年が経過し、被災地の暮らしや生活の拠点は大きく変わり始めています。仮設住宅から復興公営住宅への移転、防災集団移転など新しいコミュニティを作る動きが増えています。

みやぎ連携復興センターでは、立正佼成会一食平和基金さまより宮城県復興支援事業の実施要請を受け、平成26年度（平成26年10～12月）に被災地で住民が主体となって活動を行っている組織（まちづくり協議会）6団体のヒアリング調査を実施しました。この調査から、被災地のまちづくりは震災前の地域の環境や被災状況など異なる要素が多分にあり、多種多様な取り組みが各地で展開されていること、そして団体の事務局を担う人たちは疲弊し今後のビジョンづくりや自身のスキルアップ、後継育成などに主眼を置きにくい状況にあるという課題が明らかとなりました。

この課題認識から、事業実施開始年度の平成27年度（平成27年1月～11月）は「事務局ステップアップ助成」と称し、復興まちづくり協議会等の団体事務局強化に特化した助成事業を企画し、事務局が抱える課題解決のための取り組みに対して、宮城県内の10団体へ総額450万円を助成しました。

平成27年度採択団体のヒアリングからは、今回の助成事業によって事務局強化や住民の巻き込みのきっかけになったという評価の一方で、ステップアップの取り組みを中長期的に継続していきたいという声が挙がりました。

以上を踏まえて、平成28年度事業では引き続き、住民主体の復興に関わる活動を行う団体（特にまちづくり協議会、自治組織等）の屋台骨を担う事務局のよりよい活動につながるチャレンジに注力した助成を行います。本事業の継続を通して、復興のフェーズによって変わっていく復興まちづくり協議会の活動を支えていきます。

平成28年1月

一般社団法人 みやぎ連携復興センター
代表理事 紅邑 晶子

2. 要件

宮城県内で住民が主体となって活動する団体で復興まちづくりに関する活動を行っている以下の条件をすべて満たす団体（法人格は問わない）。

- ①特定のエリア（行政区、学校区、事業区域など）を活動対象としている
- ②①の区域に居住、あるいは居住希望のある方が主体として構成される団体である
- ③資金管理を行う事務局が決まっている
- ④住民同士の話し合いを定期的に実施している
(特に住民を交えた議決の機会が規約等に明記されている)
- ⑤情報発信を行っている、もしくはこの事業で行うことを検討している
- ⑥説明会・報告交流会への参加、報告書作成提出ができる

*審査に際しては、まちづくり協議会などの住民が主体となって活動している組織の採択を優先します。

3. 対象費用とテーマの選択

【対象事業】 団体の事務局強化、基盤強化につながる取り組みにかかる費用

【テーマ設定】 下記テーマより2つ以上を選択してください。

- 学びたい・・・新たな知識・事例を学ぶ
- 整えたい・・・機能を高めるために環境を整える
- 深めたい・・・会員の思いや議論を深める
- 調べたい・・・地域・住民の意向や資源について調べる
- 伝えたい・・・活動を地域・外部に伝える
- 繋げたい・・・次世代へ活動や想いをつなげる（新設）
- 巻きみたい・・・地域住民や支援者を巻き込む（新設）

*27年度からの継続助成を希望される団体は繋げたい・巻きみたいの2つをテーマに含めた事業申請を必須とします。

【対象外経費】

事務局や会の活動を維持するために継続的にかかる費用や事務局ステップアップの目的・趣旨にそぐわないと判断されるもの

（事務所家賃・税金・光熱水費、ホームページなどのドメイン・サーバ・通信料金、携帯電話料金、機器リース代、役員・事務局への給与、地域のイベント経費、団体への助成・負担金、懇親会費、ステップアップ事業を伴わない会議費 など）

4. 助成金額

一団体あたり 上限50万円

*審査によって申請額の減額があるものとします。（申請書に明記していただきます。金額は審査会后、助成先決定の前に調整させていただきます。）

5. 事業期間

平成28年4月1日（金）～11月30日（水）*左記期間内の領収書が有効となります。

6. 応募について

【受付期間】平成28年1月4日（月）～2月19日（金）【消印有効】

【提出書類】

- ①申請書（様式1）
- ②役員名簿（任意様式）
- ③規約や定款などもしくはそれに準ずる組織運営の基準を定めた文書（任意様式）
- ④直近で開催された年度財務書類
（前年度の組織全体の事業報告書・決算書、今年度の事業計画書・予算書）
- ⑤チラシやパンフレットなど活動内容が分かる文書・資料（任意様式）

【応募方法】

- ・申請書に必要事項を記入し必要書類と共に、受付期間内に下記あてに郵送にてお送りください。
- ・ご不明な点がございましたら電話・メール等で下記問い合わせ先に事前にご相談ください。
- ・申請書類の不備により不採択となる場合がありますので、申請書類の作成・送付にあたっては提出前に内容を十分にご確認下さい。

7. スケジュール

申請期間

1/4～2/19

【申請書類の作成・提出】

- 1) 申請書類を作成し、郵送にて提出してください。

【審査・決定】

- 1) 申請書類をもとに審査委員会にて助成採択の可否を決定します。
- 2) 調整や確認事項がある場合は必要に応じ、電話やメールにて聞き取りをさせていただきます。
- 3) 審査結果を3月中に各団体に文書にて通知いたします。

説明会、手続

4月

【説明会・交付手続】

- 1) 助成が決定した団体は説明会（4月16日（土）仙台市内）にご出席いただきます（参加必須、交通費支給はありません。）
- 2) 当センターと覚書を締結していただき、完了後、指定口座に金額を振込いたします。

助成期間

4/1～11/30

【助成期間中】

- 1) 事業期間中、モニタリング（主に訪問による）を行います。
ウェブサイトや広報誌を通じた団体の活動紹介を計画しており、取材をお願いする場合があります。
- 2) 事業実施に係る領収書は適切に保管・管理をお願いいたします。

報告書提出

報告交流会

1月～2月

【報告書提出・報告交流会】

- 1) 終了後1か月以内に報告書を作成していただきます。
（指定様式、領収書コピー添付）
- 2) 1～2月に報告交流会を予定しております。（参加必須：交通費支給）

8. 本事業に係る問合せ・書類郵送先

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-3-7 裕ビル6階

一般社団法人みやぎ連携復興センター（担当：佐藤、宮野）

TEL 022-748-4550、FAX 022-748-4552

Mail oubo【at】renpuku.org（【at】の部分を@（半角）に変えて送信）

●主催団体について

【立正佼成会一食平和基金】

立正佼成会一食平和基金は、貧困や紛争下にある人々の痛みをわかちあうため、月に数回食事を抜き、彼らの幸せを祈り献金する「一食を捧げる運動」を財源として、主に貧困（飢餓）の解消、教育・人材育成、緊急救援・復興支援等に取り組んでいる。

【みやぎ連携復興センター】

東日本大震災直後の2011年3月に宮城県内外の様々な団体と連携しながら支援団体間の連絡調整を行う機能の必要を想定し、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの復興部門として立ち上げられた。2015年7月に一般社団法人化。

●個人情報の取り扱いについて

申請にあたって提出いただく書類に含まれる個人および団体の個人情報は本助成事業についての連絡、および情報提供にのみ利用し、立正佼成会一食平和基金事務局並びに一般社団法人みやぎ連携復興センター以外の第三者に開示・提供いたしません。

以上